

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2024/11/09 07:02	—	< 9.8E-01	< 8.2E-01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2024/11/09 08:07	1.3E+01	< 8.0E-01	< 5.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※ ¹			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0\times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

※¹ WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

2024年11月10日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果 <発電所から3km以内> (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 ※2 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2024/10/07 09:10	1.1E+01	1.9E+00	< 8.2E-01	< 7.4E-01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2024/10/07 08:50	1.0E+01	3.3E-01	< 8.0E-01	< 6.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2024/10/07 07:11	< 1.4E+01	1.0E+00	< 3.3E-01	< 2.5E-01
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2024/10/07 07:28	< 1.4E+01	< 3.7E-01	< 3.1E-01	< 2.4E-01
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2024/10/07 07:41	< 1.4E+01	1.2E+00	< 3.4E-01	< 3.1E-01
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2024/10/07 08:05	< 1.4E+01	1.1E+00	< 3.3E-01	< 3.0E-01
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2024/10/07 08:09	< 1.4E+01	1.2E+00	< 3.0E-01	< 3.0E-01
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	2024/10/07 07:21	—	< 3.5E-01	< 3.2E-01	< 2.8E-01
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	2024/10/07 07:35	—	1.7E+00	< 3.5E-01	< 3.2E-01
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	2024/10/07 08:01	—	3.4E+00 *	< 3.3E-01	< 2.6E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0\times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・T-A1, T-A2, T-A3のH-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3, Cs-134, Cs-137の指標

※2 検出限界値0.1Bq/Lまたは0.4Bq/Lで分析を実施。

月1回の頻度(原則、毎月第2月曜日に試料採取)で実施する検出限界値0.1Bq/Lでの分析では、検出限界値未満 (ND) が0.1Bq/L未満となる。検出限界値0.4Bq/Lでの分析では、検出限界値未満 (ND) が0.1Bq/L以上0.4Bq/L未満となる。

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

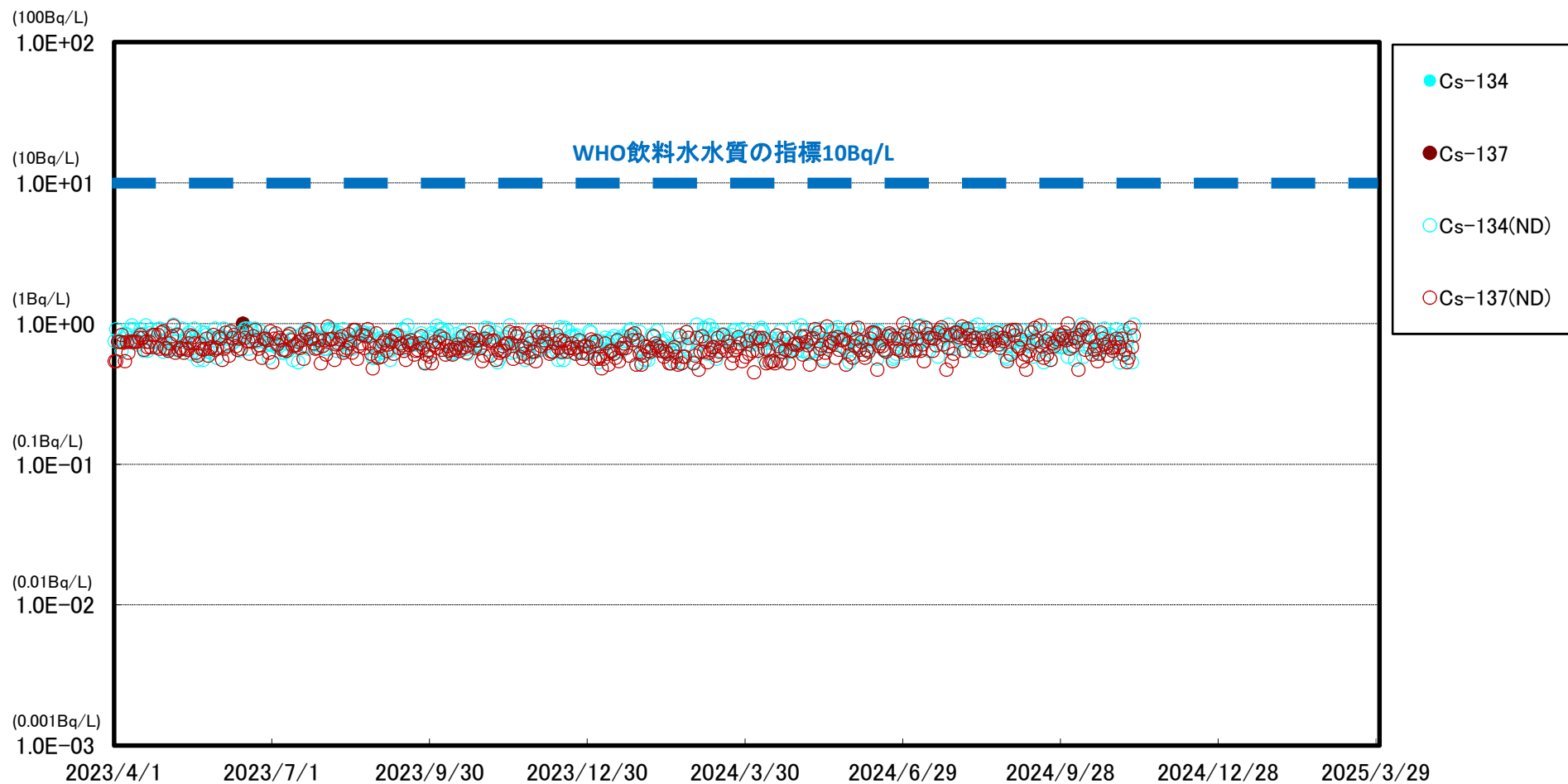
* 過去最高値

「海水分析結果 <港湾内、放水口付近> (全β・H-3・γ)」および 2020年8月31日以前公表資料

「福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 海水」で過去に示した値との比較

※試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

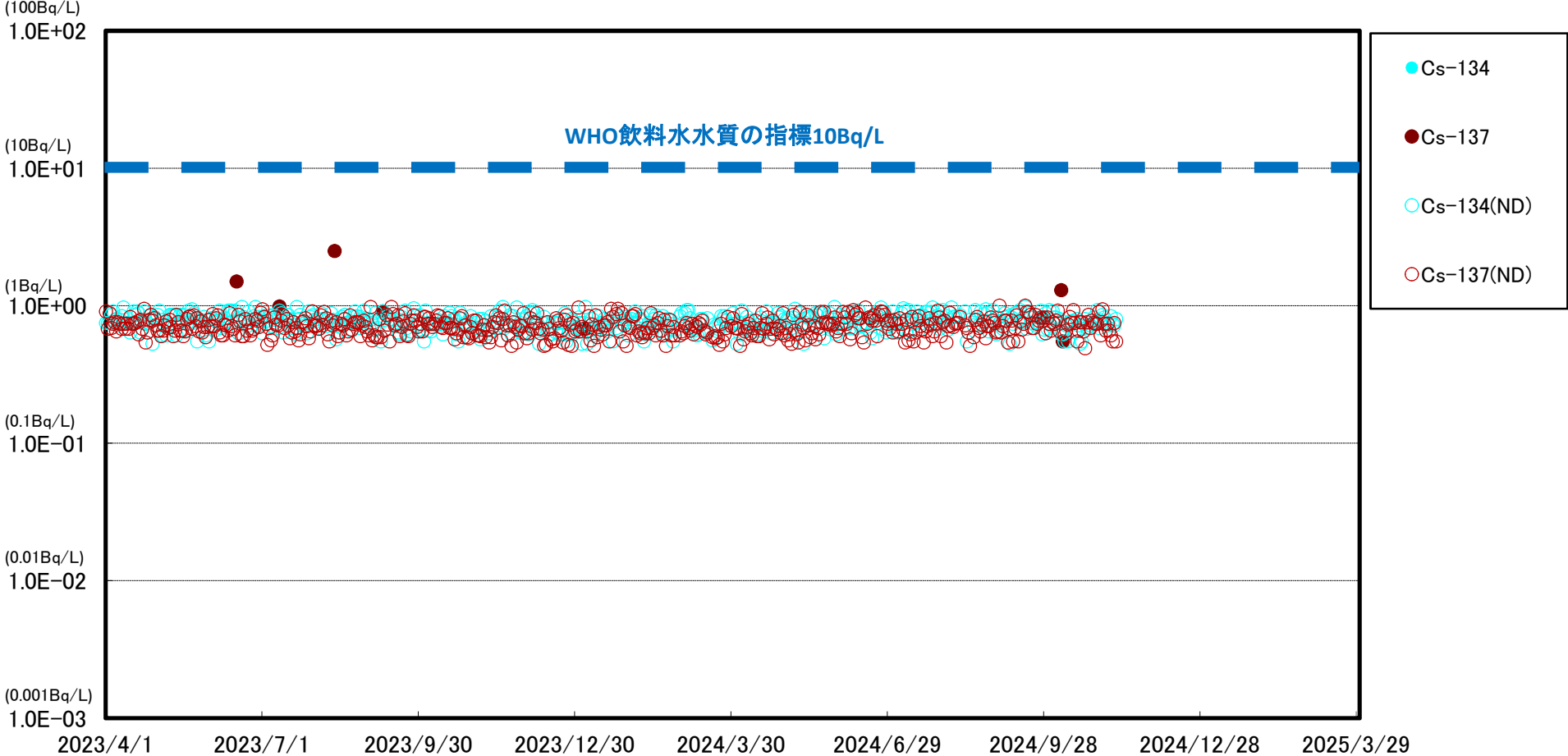
福島第一 5,6号機放水口北側(T-1) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

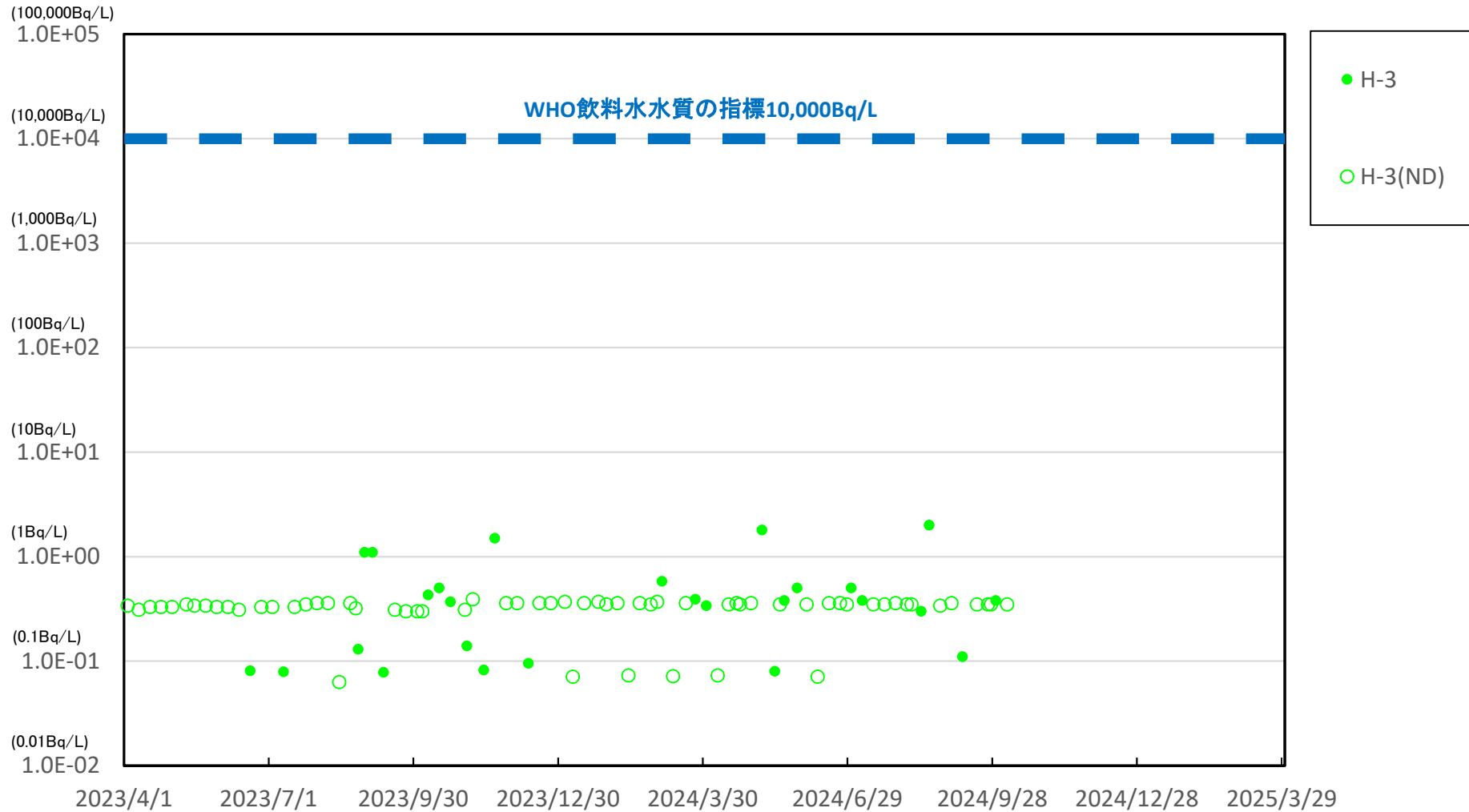
※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度



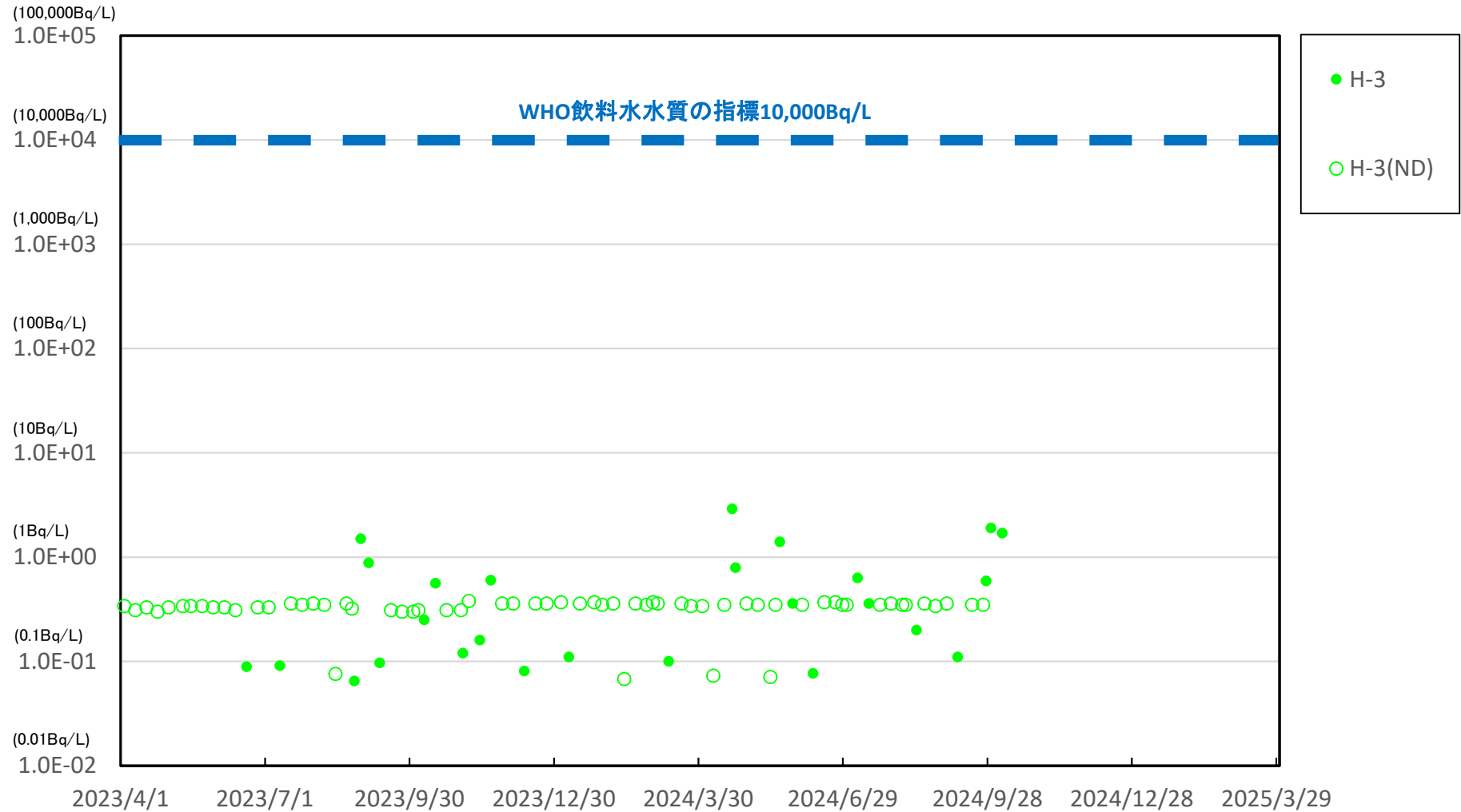
※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

1F敷地北側沖合1.5km(T-A1) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)
 ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。
 ※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

1F敷地沖合1.5km(T-A2) 海水放射能濃度

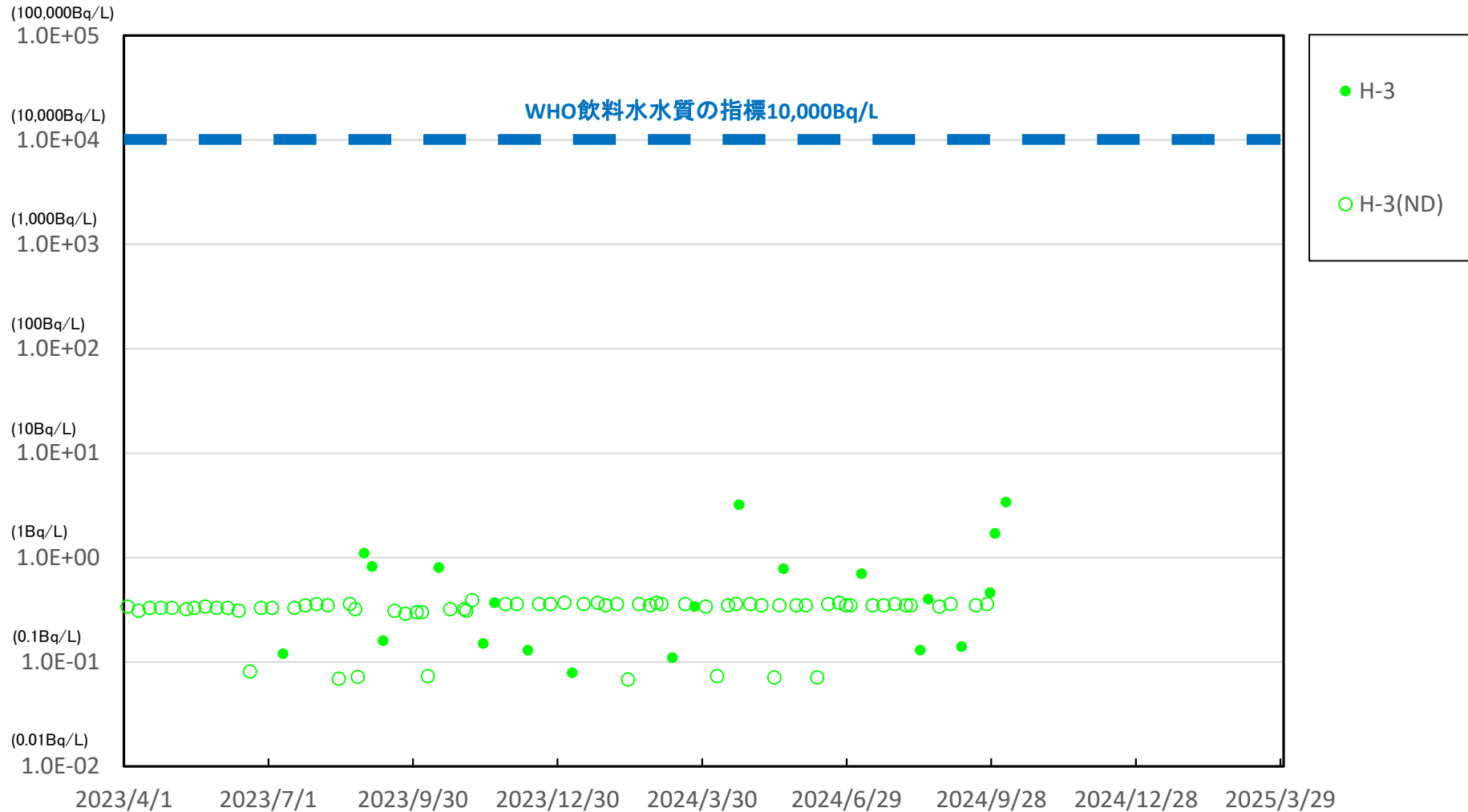


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

1F敷地南側沖合1.5km(T-A3) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)
 ※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。
 ※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

<参考> 前回公表^{※1}までの最高値(海水・発電所から3km以内)(単位:Bq/L)

	1F 5.6号機放水口北側 (T-1)	1F 南放水口付近 (T-2)	1F 北防波堤北側 (T-0-1)	1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	1F 港湾口東側 (T-0-2)	1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	1F 南防波堤南側 (T-0-3)	1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)
Cs-134 (約2年)	8.7E+00 [2014/4/24]	4.4E+00 [2014/4/24]	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
Cs-137 (約30年)	2.2E+01 [2014/4/24]	1.2E+01 [2014/4/24]	8.0E-01 [2015/8/28]	7.0E-01 [2014/10/8]	1.6E+00 [2013/10/18]	ND	ND	ND	ND	ND
全β	1.7E+01 [2014/1/6] [2015/4/27] [2017/1/10] [2017/5/15]	1.7E+01 [2017/1/23] [2022/5/27]	2.2E+01 [2021/8/18]	2.4E+01 [2015/6/15]	2.1E+01 [2020/11/9]	2.0E+01 [2023/5/22]	2.3E+01 [2021/6/7]	—	—	—
H-3 (約12年)	8.7E+00 [2014/5/12]	5.6E+00 [2014/5/19]	4.7E+00 [2013/8/14]	2.1E+01 [2024/6/28]	9.4E+00 [2024/8/19]	5.7E+00 [2015/5/18]	3.0E+00 [2015/4/20]	2.0E+00 [2024/8/19]	2.9E+00 [2024/4/20]	3.2E+00 [2024/4/22]
Sr-90 (約29年)	4.7E+00 [2013/6/26]	2.9E-01 [2013/6/26]	2.7E-02 [2015/7/13]	—	ND	—	ND	—	—	—

※1 「1F 沖合1.5km」の3地点は、2022年4月20日以降の採取分。それ以外は、2013年6月14日以降の採取分。Sr-90については、過去に採取した試料の一部に分析中のものがあるため、公表済みの数値のうち、最高の値を記載。

トリチウム(H-3)の分析のうち、迅速に結果を得る測定は、指標を超えるかどうかの視点で確認するものであって濃度が高い、低いといった議論を行うような分析ではないことから、本表には含めていない。

※2 最高値管理の運用見直しにより、2021年11月25日訂正

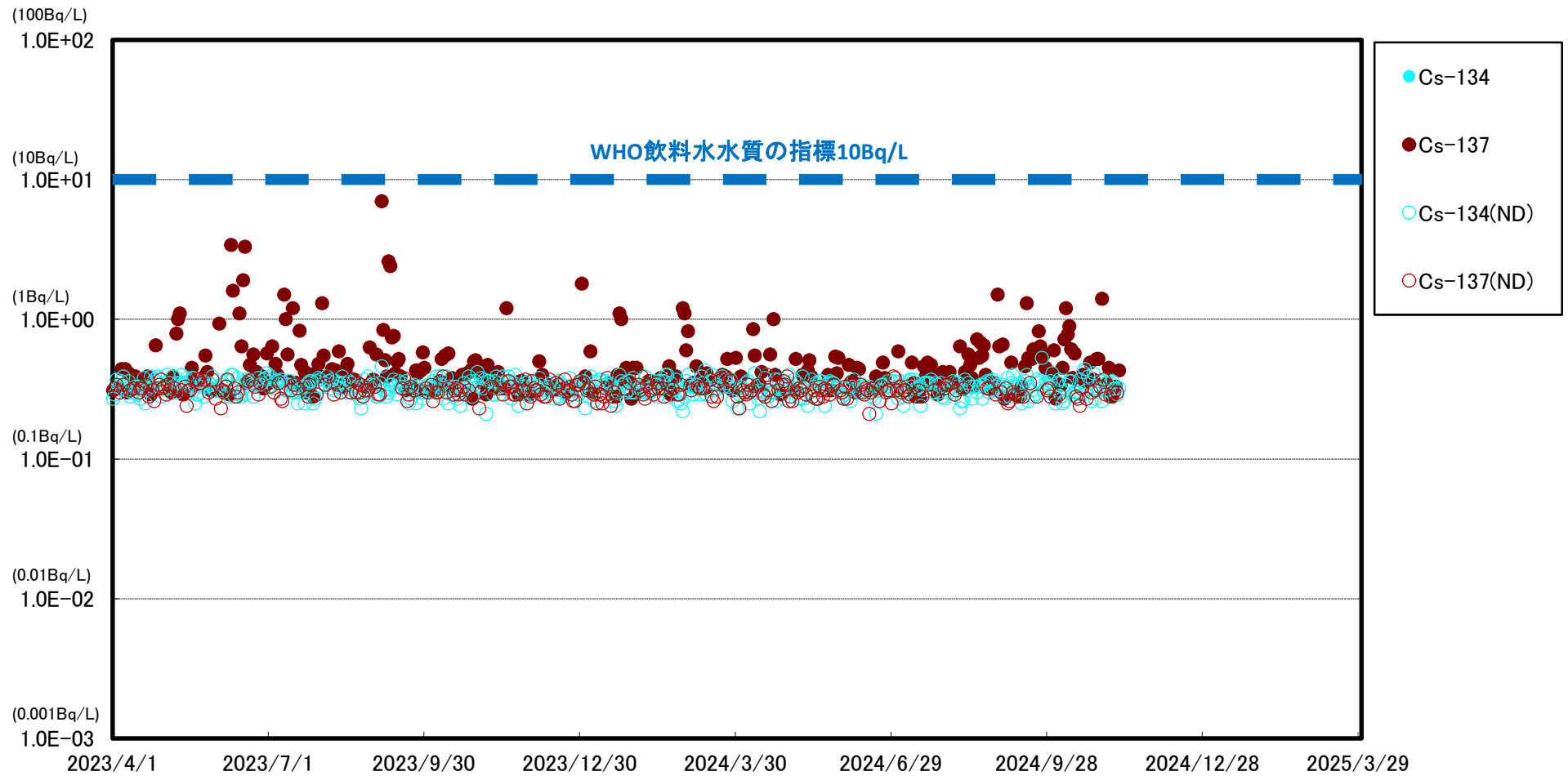
・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。(例)3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

* NDは検出限界値未満を表す。カッコ内は、各値の採取日を示す。測定対象外の項目は「—」と記す。

【参考】基準値(単位:Bq/L)

	Cs-134	Cs-137	H-3	Sr-90
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び 特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度 (別表第一第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、 Bq/cm ³ の表記をBq/Lに換算した値を記載])	6.0E+01	9.0E+01	6.0E+04	3.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+04	1.0E+01

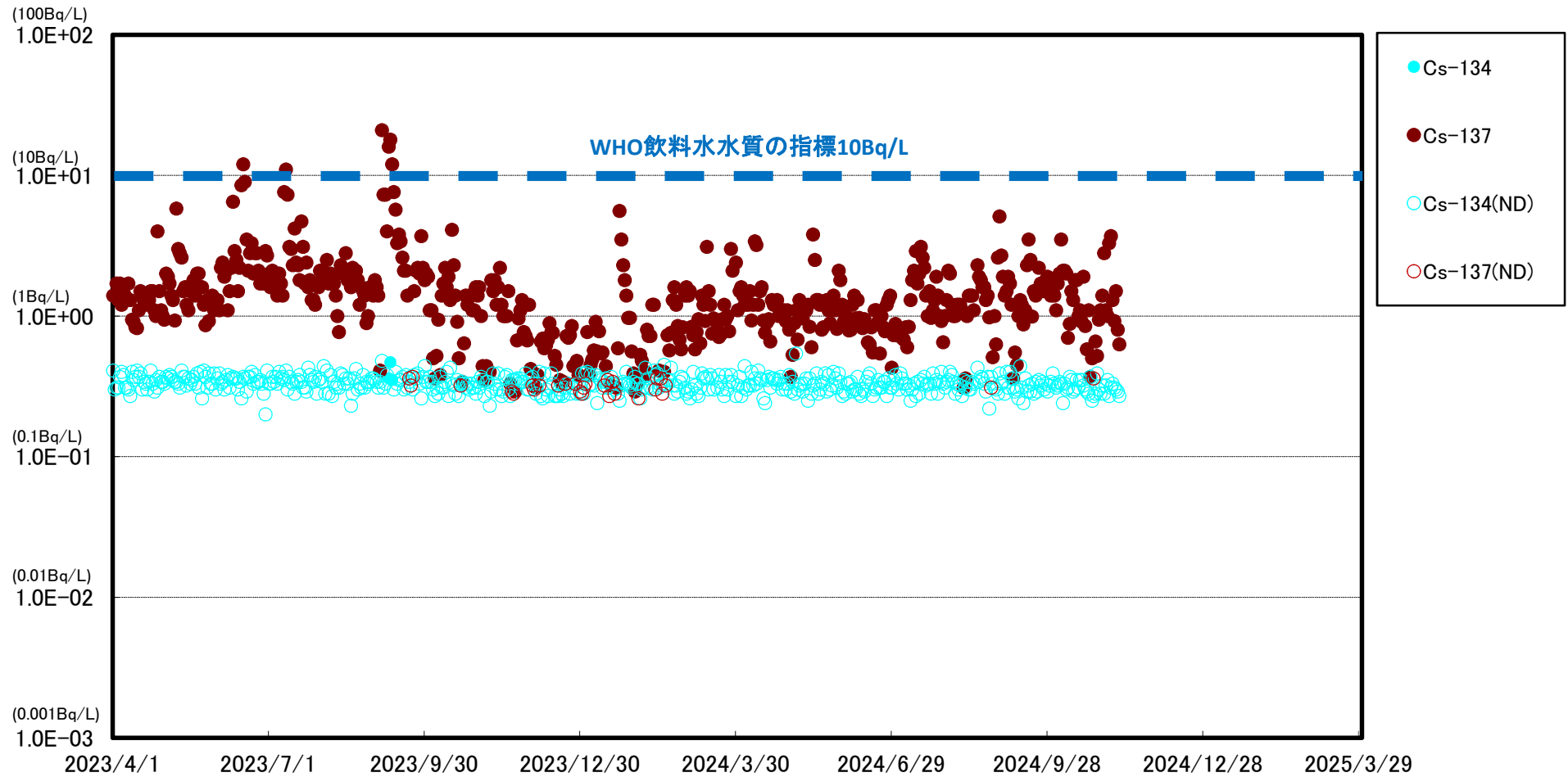
福島第一 物揚場前海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

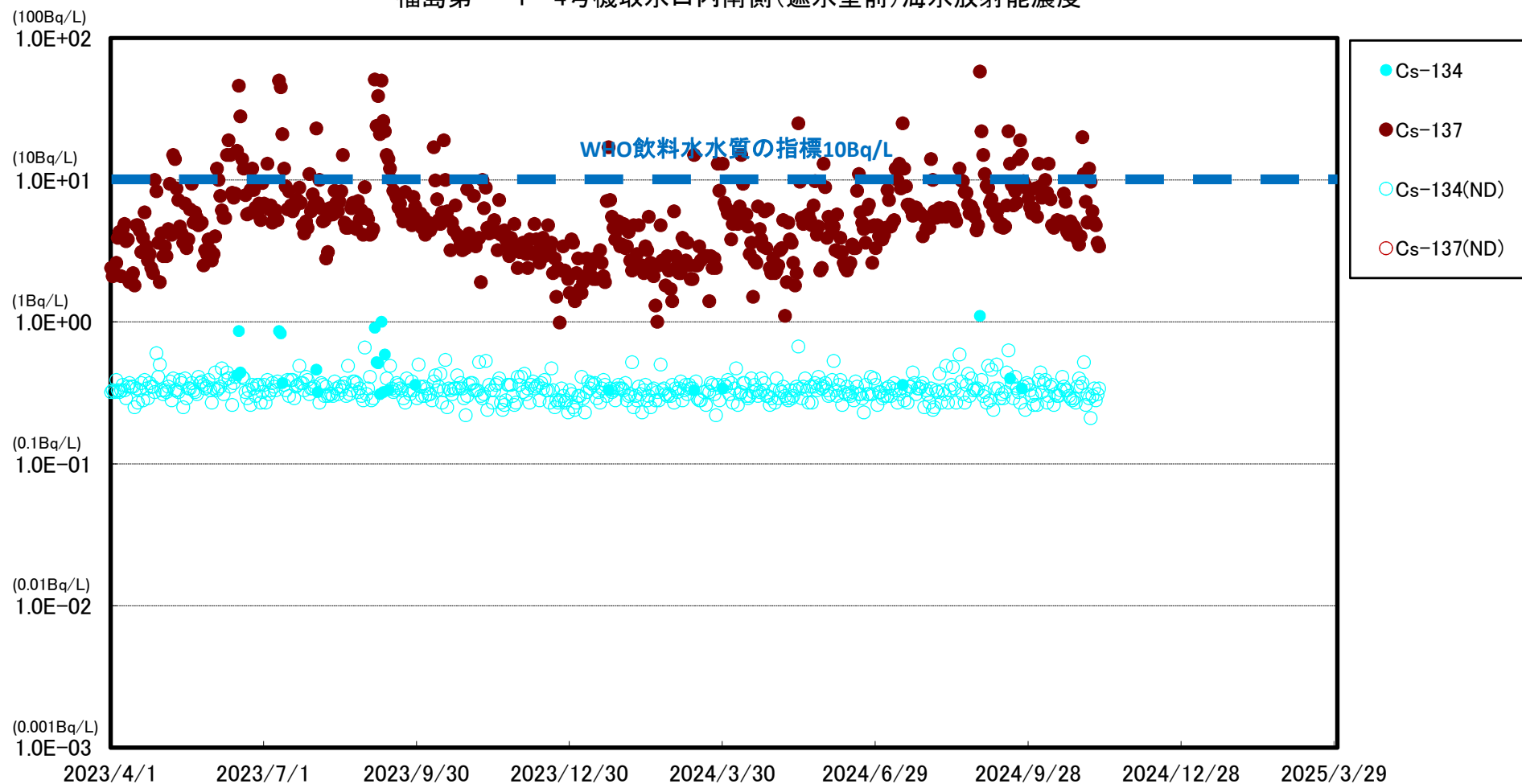
福島第一 1~4号機取水口内北側(東波除堤北側)海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

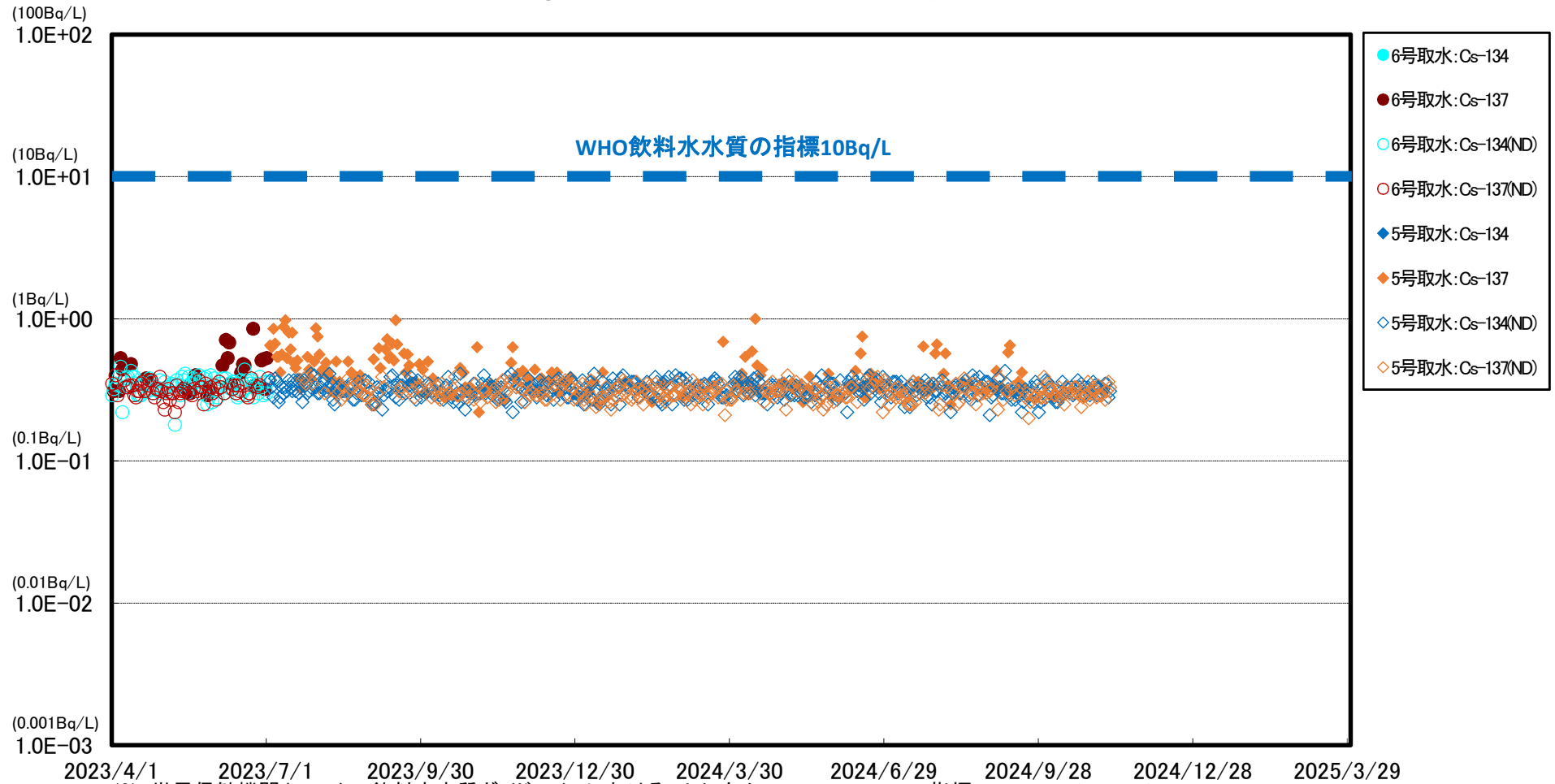
福島第一 1~4号機取水口内南側(遮水壁前)海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 5号機取水口前海水放射能濃度

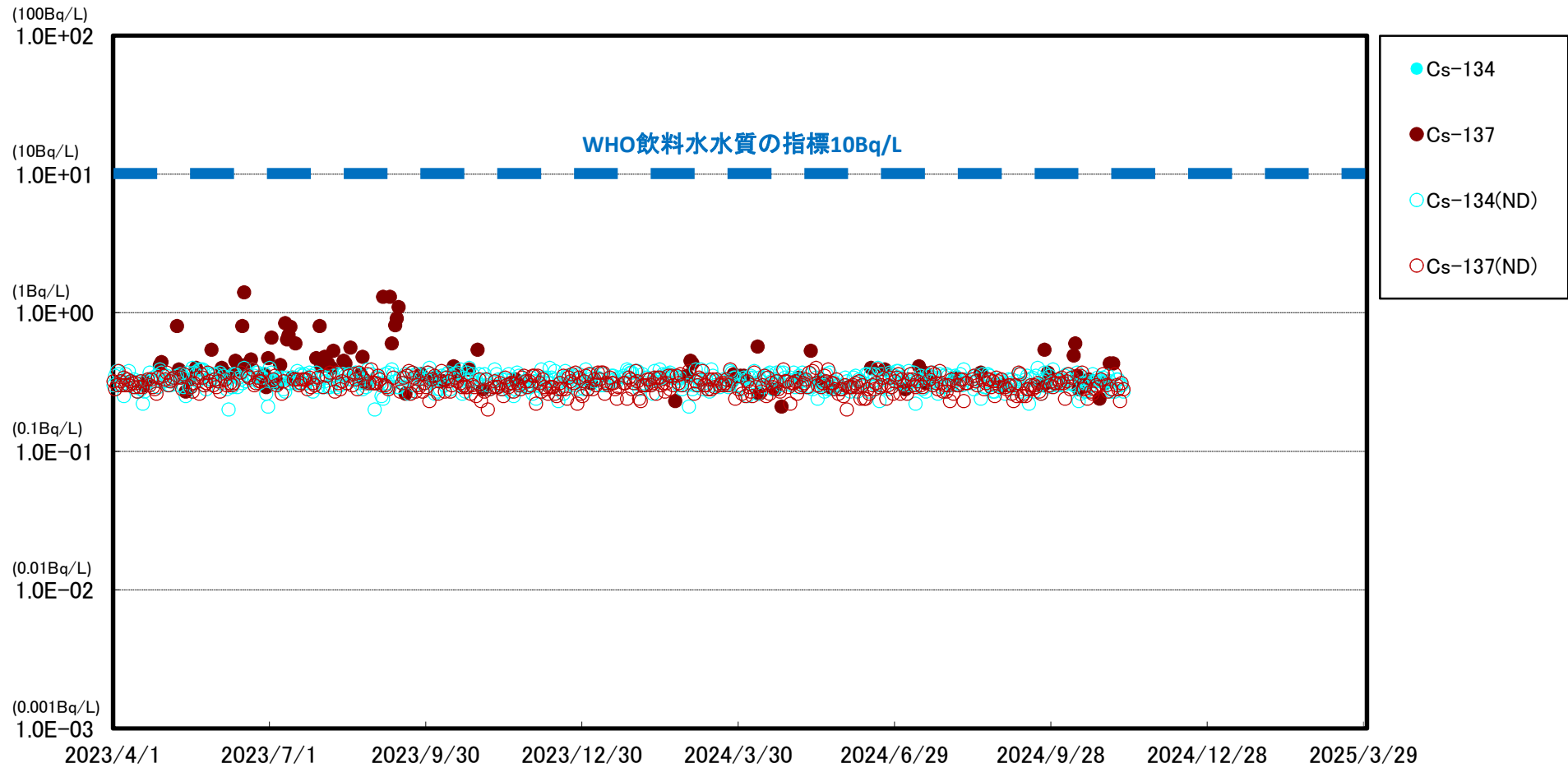


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

* 2023/7/3 採取地点変更(6号機取水口前⇒5号機取水口前)

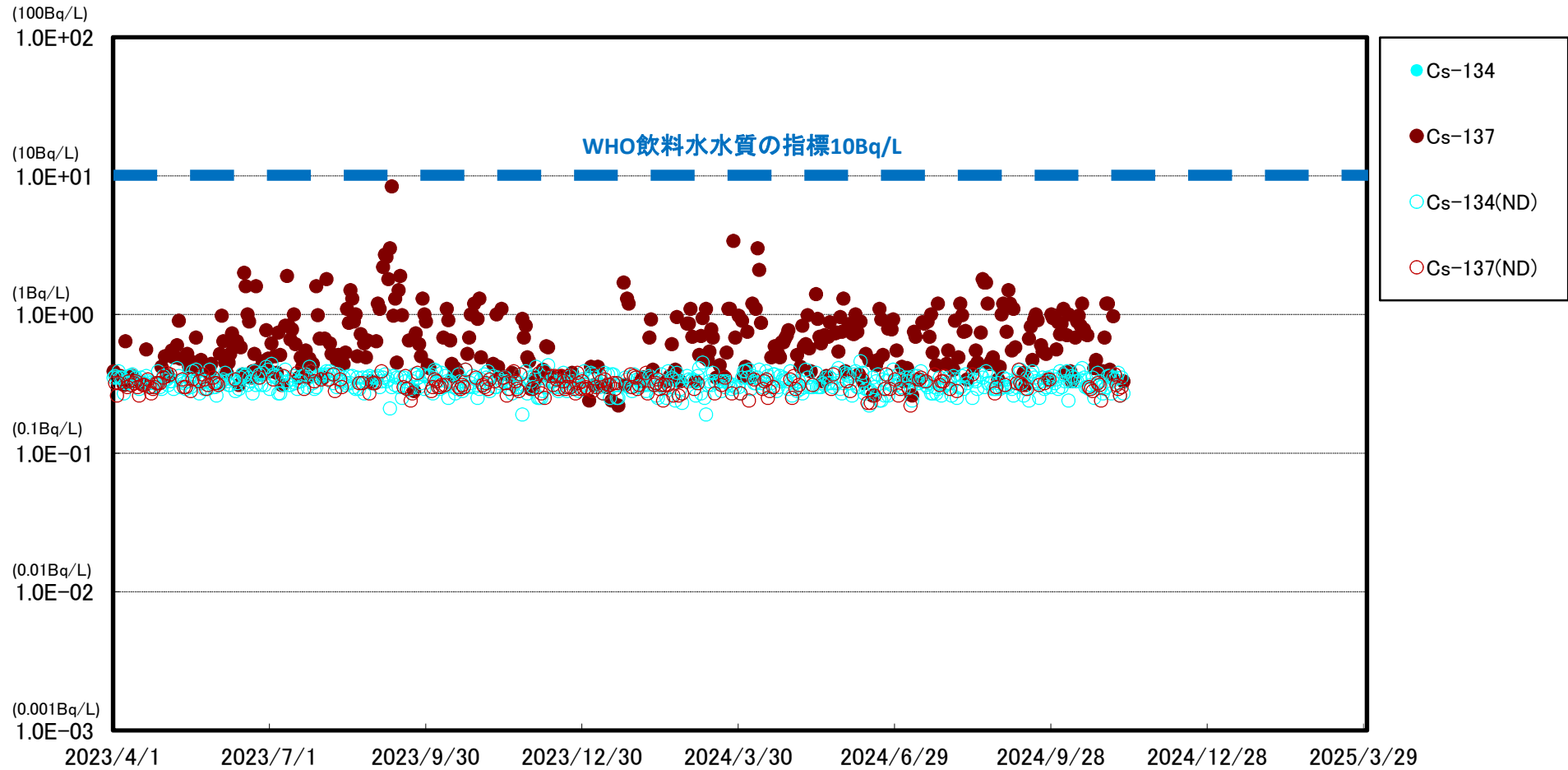
福島第一 港湾口海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

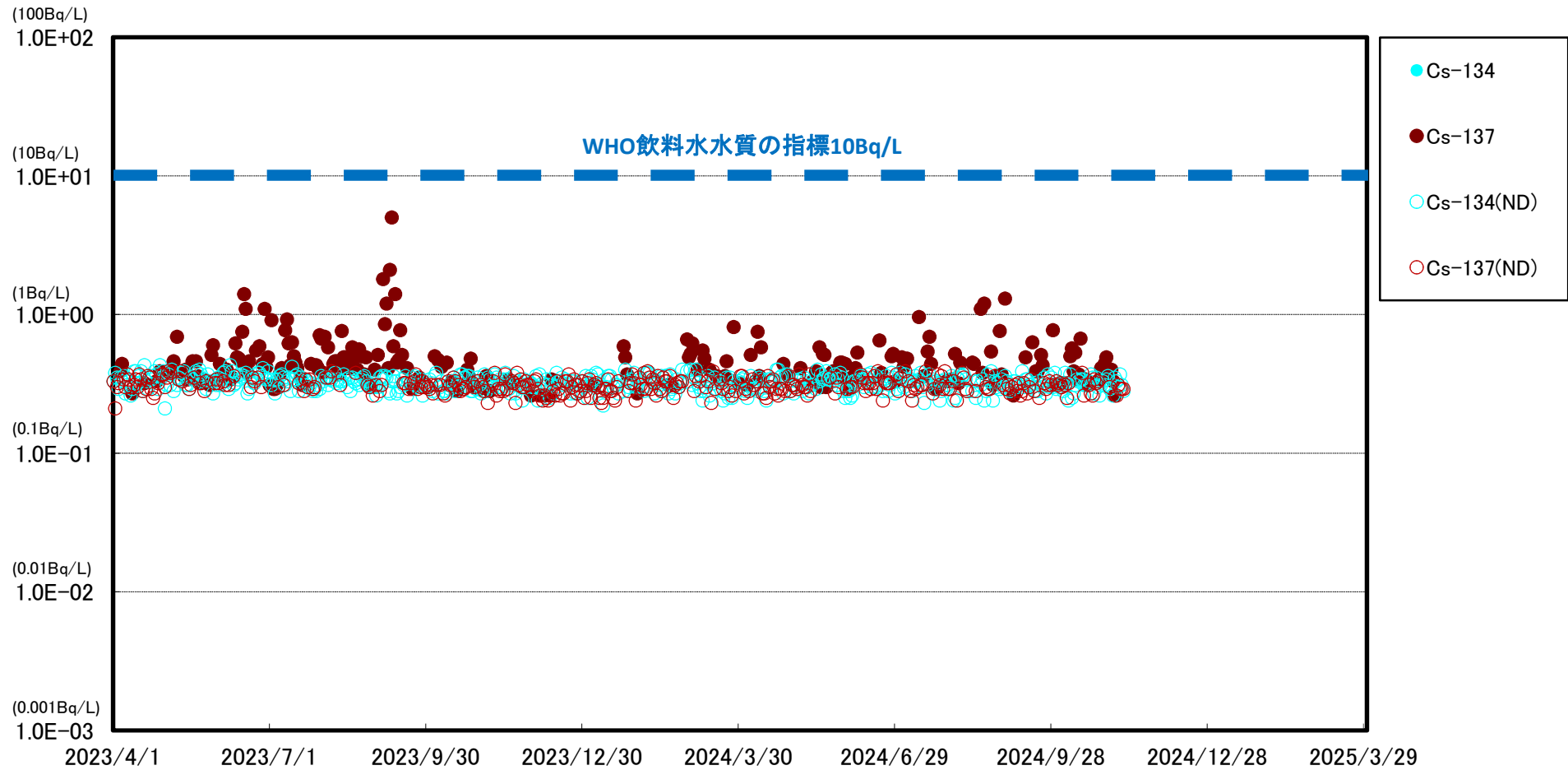
福島第一 港湾中央海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

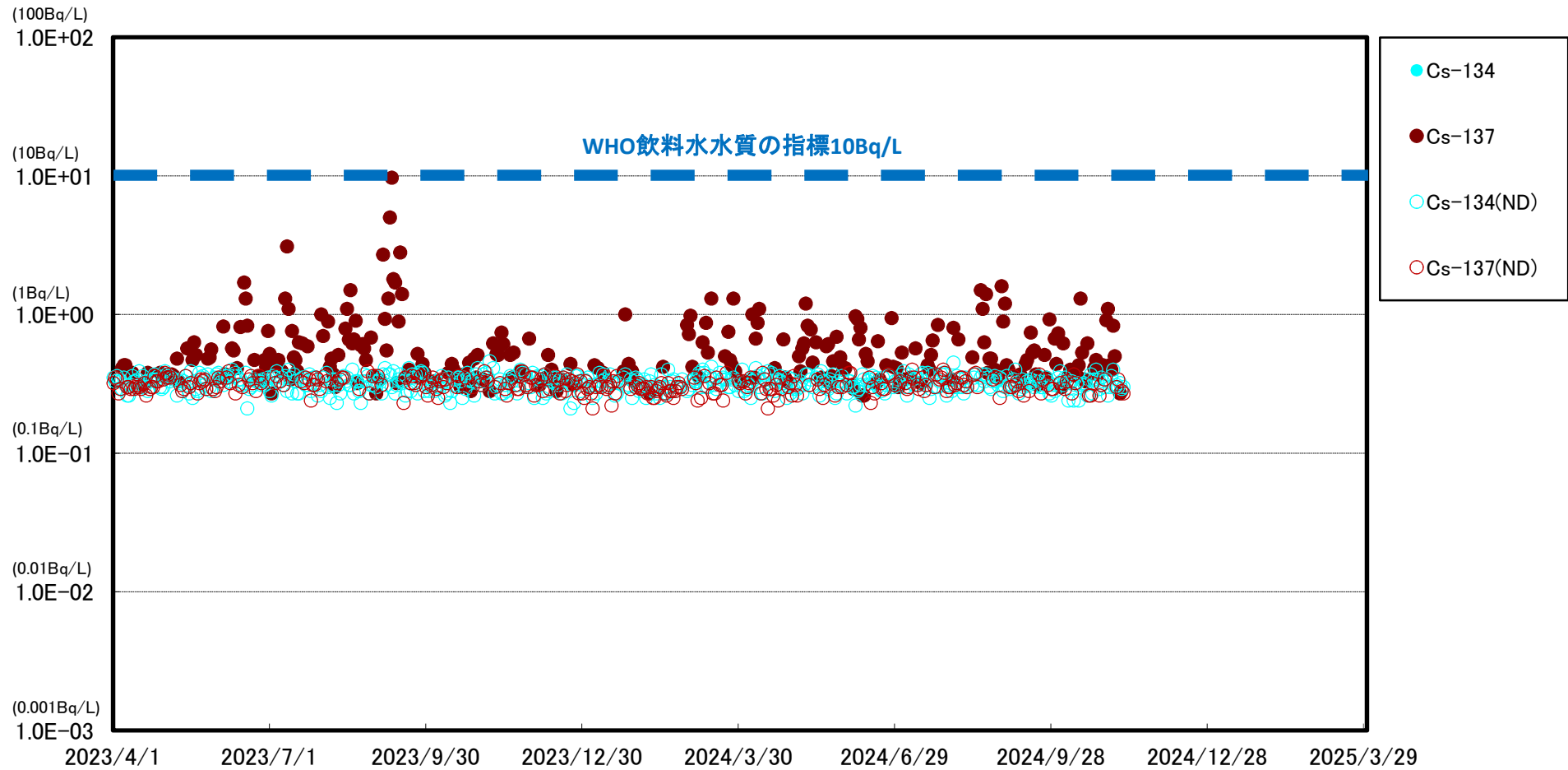
福島第一 港湾内東側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

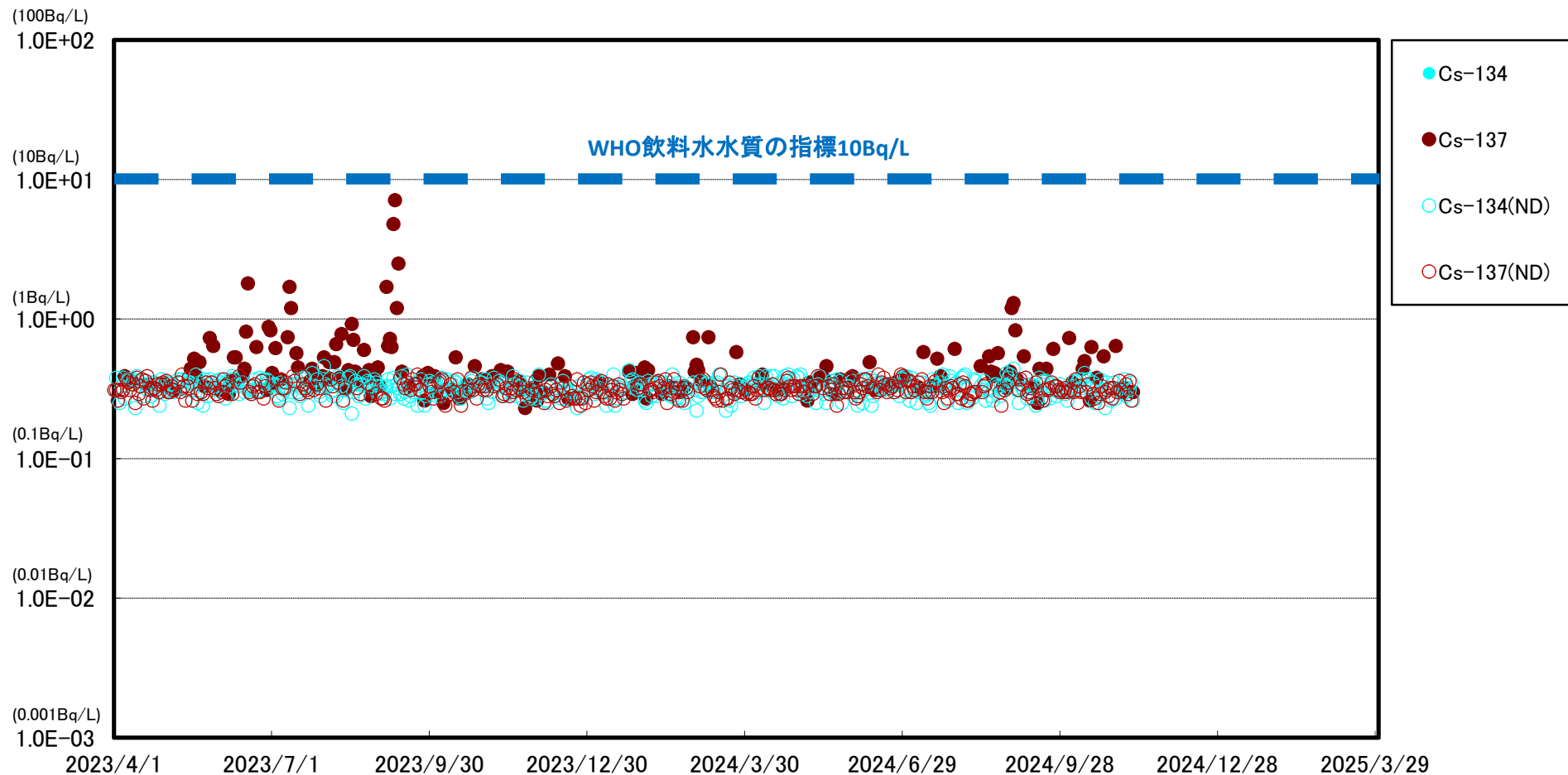
福島第一 港湾内西側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

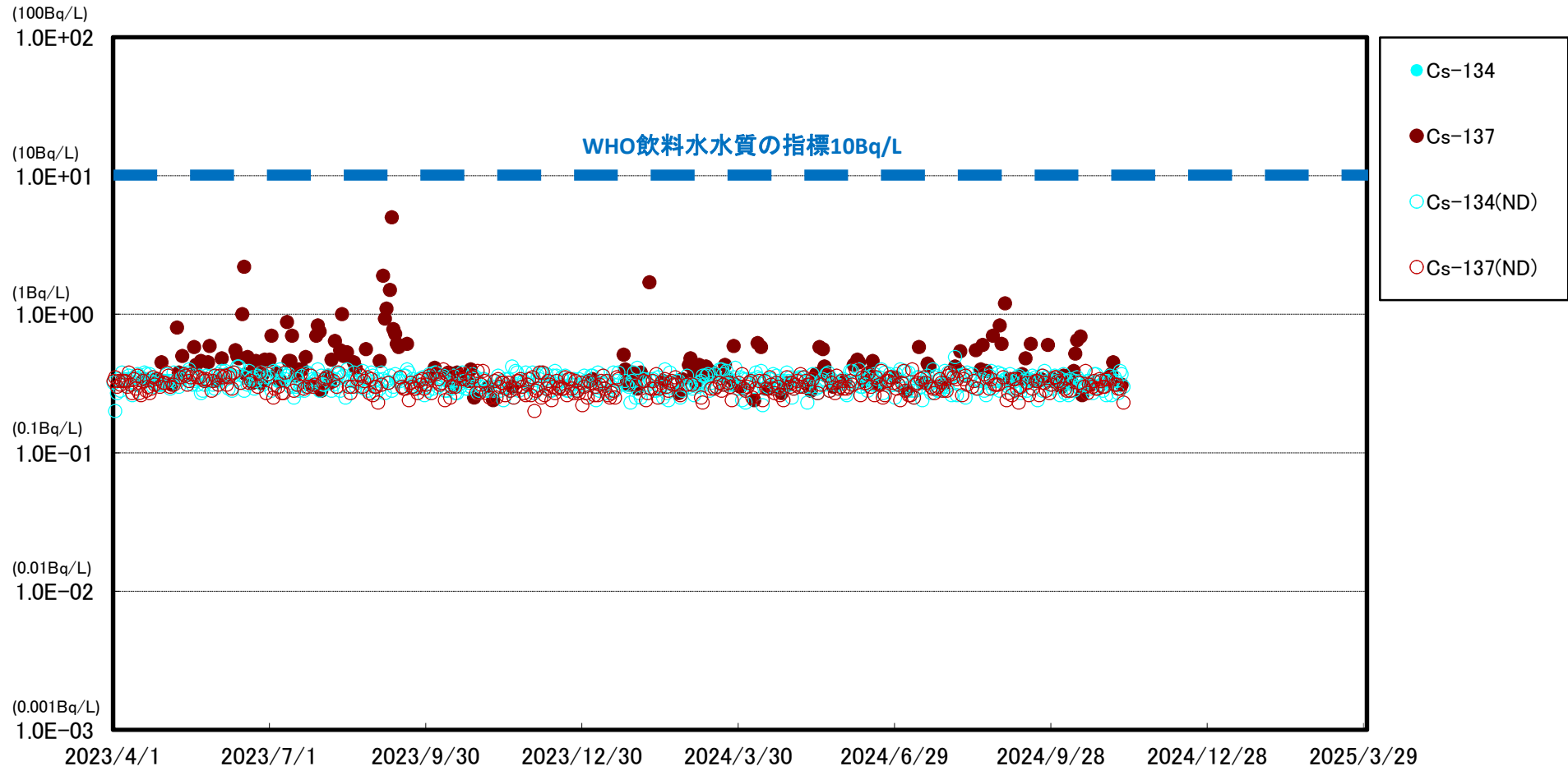
福島第一 港湾内北側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 港湾内南側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。